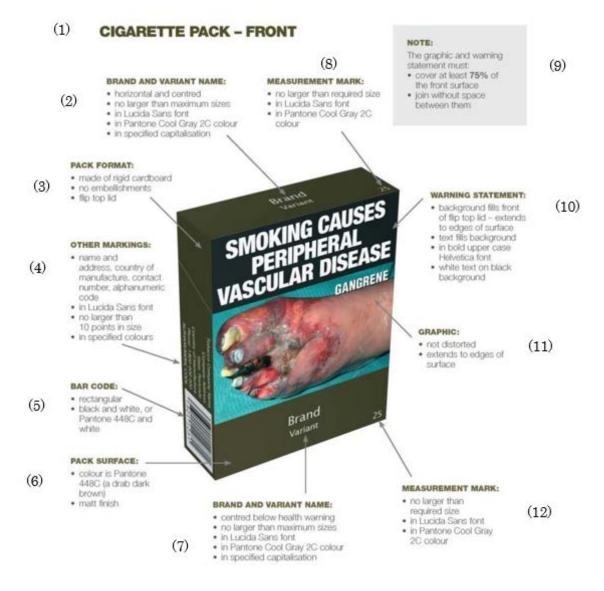


オーストラリアの煙草プレーンパッケージング法に対する異議を WTO が踏み消す

煙草製品に関するオーストラリアのプレーンパッケージング法に対し、一部の煙草生産国が異議を申し立てていたが、世界貿易機関(WTO)はそれらの異議に関してオーストラリアに大きな勝利をもたらす裁定を下した。7 年間に及ぶ闘争の末に、プレーンパッケージング法は商標および知的財産権を侵害するという主張を WTO が斥けたのである。

2011年12月、オーストラリア政府は「煙草製品プレーンパッケージング法」の法案を提出し、同法は2012年12月に最終的に採択された。同法は、特に、紙巻き煙草、葉巻、その他の煙草製品に関して商標、ロゴ、識別力を有する色の包装を使用することを禁じている。同法により、煙草製品のパッケージはつや消しの「くすんだ焦げ茶色」とし、ブランド名、製品名、原産国および製造元の連絡先の詳細は規格化された小さな文字で表示することが要求されている。しかも、煙草の箱の中に広告を入れたり、箱表面に広告を表示したりすることは許されない。また、煙草のパッケージの前面の75%、背面の90%を占める範囲には、健康被害に関する画像入りの警告が表示されていなければならない。以上の要件を満たす煙草のパッケージの一例を以下に示す。





(上図の解説)

(1) 煙草製品の箱 - 前面

(2) ブランド名および製品名:

- 中央寄せで横書き
- 所定の最大サイズを超えないこと
- フォントは Lucida Sans を使用する
- 色は Pantone Cool Gray 2C を使用
- 大文字の使用は指定に従う

(3) 箱の体裁:

- 堅いボール紙を使用
- 装飾は禁止
- フリップ式の上蓋

(4) その他の表示

- 製造者の名称および住所、製造国、連絡先の電話番号、アルファベットと数字によるコード
- フォントは Lucida Sans を使用する
- 10 ポイントを超える大きさの活字を使用しないこと
- 所定の色で印刷

(5) バーコード

- 長方形で表示
- 白黒印刷もしくは Pantone448C および白で印刷

(6) 箱の表面:

- 色は Pantone448C(くすんだ焦げ茶色)を使用
- つや消し仕上げ

(7) ブランド名および製品名:

- 健康被害に関する警告の下に中央寄せで表示
- 所定の最大サイズを超えないこと
- フォントは Lucida Sans を使用する
- 色は Pantone Cool Gray 2C を使用
- 大文字の使用は指定に従う



(8) 測定値表示:

- 所定のサイズを超えないこと
- フォントは Lucida Sans を使用する
- 色は Pantone Cool Gray 2C を使用

(9) 注意:

画像および警告文は以下の要件を満たさなければならない:

- 箱前面の 75%以上の大きさで表示すること
- 警告文と画像の間にスペースを空けずに両者を一体として表示すること

(10) 警告文:

- 上蓋の前面全体を背景として、箱の両端に及ぶ幅で表示する
- 背景全体を埋めるように文字を表示する
- Helvetica のフォントを用いて箱の上部にボールド体で表示する
- 黒地に白で文字を表示する

(11) 画像:

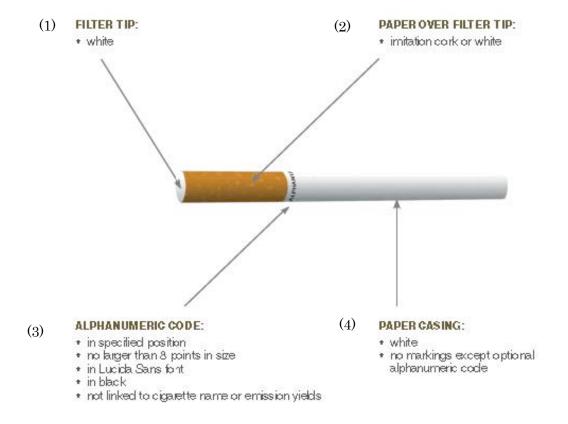
- 歪曲しないこと
- 箱前面の両端に及ぶ幅で表示する

(12) 測定値表示:

- 所定のサイズを超えないこと
- フォントは Lucida Sans を使用する
- 色は Pantone Cool Gray 2C を使用

さらに、煙草製品本体の外観も同法によって規制されており、紙巻き煙草の色は白でなければならず、コルクフィルターを模した部分が含まれていてもよいが、その部分は茶色で印刷されるものとし、製品の識別を目的としたアルファベットと数字によるコード以外の商標、地理的表示その他の表示があってはならない。





(上図の解説)

- (1) フィルターチップ:
 - 白
- (2) フィルターチップを巻く紙:
 - コルクを模した色もしくは白
- (3) アルファベットと数字によるコード:
 - 所定の位置に表示
 - 8ポイントを超える大きさの活字を使用しないこと
 - フォントは Lucida Sans を使用する
 - 色は黒とする
 - 紙巻き煙草の製品名やエミッション収量との関連性があってはならない
- (4) 紙製ケーシング:
 - 色は白とする
 - アルファベットと数字によるコードの任意表示以外の表示は禁止



以上の要件に適合しない製品の販売、購入(個人で消費するための購入を除く)および製造に対する処罰には、民事上の制裁のみならず刑事罰も含まれる。

同法の目的は喫煙者による煙草製品の消費を抑止することであり、そのことはプレーンパッケージング法が前記の目的に成功していることを示す調査によって裏付けられている。

2013 年 9 月 20 日、インドネシアは WTO の協議を要請し、このオーストラリアの法は WTO の「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT 協定)、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)、1994年の「関税と貿易に関する一般協定」(GATT)に基づくオーストラリアの義務に違背していると主張した。ウクライナ、ホンジュラス、ドミニカ共和国およびキューバがこの異議に同調したが、2016年 5 月にウクライナはメンバーから離脱した。これらの国々は、パッケージへの商標使用の禁止は知的財産権を侵害しており、他の消費者製品に関するブランディングの禁止を招きかねない危険な先例となると主張していた。この事案には他の多くの国々も第三者として参加しており、同法について賛否両論の主張がなされたという点は注目すべきである。

2018 年 6 月 28 日、WTO は、喫煙の減少による公衆衛生の促進を目指す他の政策と比較した場合、オーストラリアの煙草製品プレーンパッケージング法(TPP 法)はより効果的であるが、必要以上に貿易を制限するものではないとの判断を示した。同法が煙草の商標を不当に侵害しており(TRIPS 協定)、知的財産権を侵害している、オーストラリアにはそこまで貿易を制限しない代替策(TBT 協定)があるだろうといった主張を、パネル(小委員会)は斥けたのである。

技術的な規制が必要以上に貿易制限的であるか否かを判断する際にWTOが行った分析は、その規制に反対する国々(「申立国」と呼ばれる)が指摘する代替的な措置を検討し、それら代替的な措置が以下の条件を満たすか否かを考量するものであった:(i)より貿易制限的でない;(ii)それら規制に関連する目標に対して当該規制と同程度に寄与するものである;かつ(iii)合理的に実施可能である。立証責任は申立国側に課される。この事案では、申立国は以下の4つの代替措置を提案していた:(1)煙草を購入できる年齢の下限を21才まで引き上げる;(2)ソーシャルマーケティング・キャンペーンのやり方を改善する;(3)煙草製品への課税を重くする;(4)「広告の事前審査制度」を採用する。長大な分析の果てに、WTOは、上記の代替策がオーストラリアのプレーンパッケージング法に比べて貿易制限的でないとは言えない上、それらは煙草の消費を減らす上で同法と同等の実効性を持たないだろうとの判断を示した。

他の国々(ニュージーランド、ハンガリー、アイルランド、フランス、ノルウェー、イギリス等)もオーストラリアの先例に倣って同様の法律を採択している。今回 WTO が示した最新の判断は、それ以外の国々が同様の法律を採用するための道を開くものである。実際、カナダ、タイ、ブルキナファソ、ジョージア、ルーマニア、スロベニアといった国々では既に同様の法律が審議されている。他方、ベルギー、コロンビア、インド、パナマ、マレーシア、トルコ、シンガポールといった国々では、まだ TPP 規制の審議はなされていないものの、そうした規制が検討されつつある。今回の WTO の裁定を不服として上訴が提起される可能性は高いだろうが、煙草業界の商標ポートフォリオやブランド化キャンペーンは今回の決定によって大幅に後退することになった。



WTO の今回の裁定は、他の業界にも影響を及ぼす可能性がある。健康に害のある食品やアルコール飲料の製造者を対象として同様の法律が提案される可能性が出てきたのである。

上訴は 90 日以内に結着すべしという要件にも関わらず、この紛争をめぐる複雑な事情や、上訴委員会レベルでの期限延長の歴史は、上訴が結着するまでに何年もかかる可能性があることを示唆している。とはいえ、オーストラリアは既に、自国民の健康を保護する取り組みの一環として上訴に対抗する用意がある旨を明言している。